

仕事、旅行先などの市町村において 不在者投票をされる有権者の皆様へ

仕事や旅行などの理由により、大樹町以外の市町村に滞在している方が、滞在先の選挙管理委員会において不在者投票を行う方法について説明いたします。

令和6年10月27日執行

第50回衆議院議員総選挙及び第26回最高裁判所裁判官国民審

「不在者投票」を希望される場合は、令和6年10月21日（月）までにお問い合わせ願います

不在者投票の方法

- ① 別紙「不在者投票宣誓書（兼請求書）」に必要事項を記入し、大樹町選挙管理委員会へ郵送により用紙等の請求を行います。（FAX・メールによる請求はできません）

『マイナンバーカード』をお持ちの方は、電子請求がご利用できます。

※電子請求の場合は、郵送による請求は不要です。

「マイナポータル」にリンク ⇒



- ② 大樹町選挙管理委員会はこの請求を受け、選挙人名簿への登録の有無を確認し、その後、あなたの指定した送付先住所に投票用紙、不在者投票用（内・外）封筒、不在者投票証明書を郵送により交付します。
- ③ あなたは、送られた投票用紙、不在者投票用（内・外）封筒、不在者投票証明書を滞在先の選挙管理委員会に持参します。この際に、あらかじめ投票用紙に記入したり、不在者投票証明書の入った封筒を開封してしまうと無効となってしまいますので、必ず選挙管理委員会の指示に従って不在者投票を行ってください。
- ④ 滞在先の選挙管理委員会は、あなたの不在者投票を受け、大樹町選挙管理委員会へ投票用紙等を郵送します。

不在者投票の期間及び時間

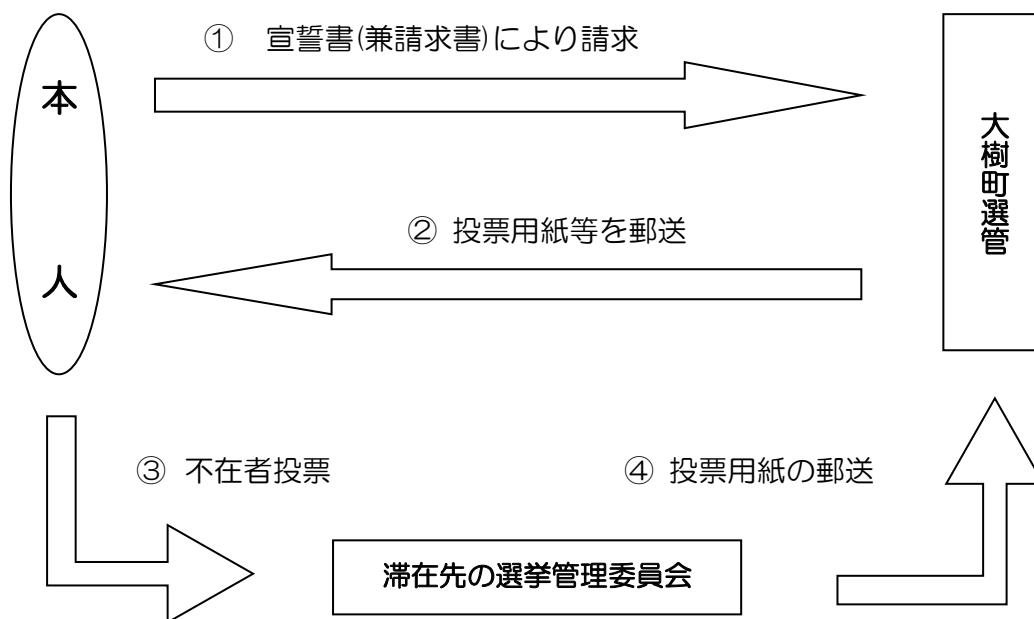
不在者投票は、選挙の公示（告示）日の翌日から行うことができますが、実施可能な時間・場所などは、滞在先の選挙管理委員会までお問い合わせください。

（裏面に続く）

その他

※ 不在者投票は、選挙期日の投票所を閉じる時刻までに大樹町の指定投票所に届かなければなりません。また、投票を郵送するための時間もかかりますので、早めの手続きをお勧めいたします。

滞在先での不在者投票の流れ



お問い合わせ
〒089-2195
北海道広尾郡大樹町東本通33番地
大樹町選挙管理委員会事務局（大樹町役場内）
TEL：01558-6-2111（内線382）
FAX：01558-6-2495